令和９年度
保育所（園）・認定こども園・
小規模保育事業所
入所のしおり



亀岡市福祉事務所　保育課　保育幼稚園係
（保健センター（BCome+）１階）
〒621-0805　亀岡市安町釜ケ前 82 番地
TEL（0771）25-5028（直通）

保育所等とは…

　このしおりに記載のある「保育所等」とは、
保育所（園）・認定こども園（２号・３号認定子どものみ）・小規模保育事業所を指します。

　保育所等は児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づき、保護者が働いている、病気にかかっているなど、日中に家庭で保育できない状態にある乳幼児を、教育・保育することを目的とした施設です。

　幼児教育の場として利用させるためや集団生活に慣れさせるため、ということでは入所の対象とはなりません。したがって、どのご家庭の子どもも無条件に入所できるものではありません。

保育所等の入所を希望される場合、必ずこのしおりをよく読んでからお申込みください。



目　次

１．保育所等の入所の要件　…P.３

２．認定について　…P.４

３．入所申込み手続き　…P.５

４．保育料について　…P.７

５．副食費について　…P.８

６．入所決定・保育について・入所後の留意事項　…P.９

７．令和９年度 保育所等一覧表　…P.１１

８．令和８年度 保育料表（参考）　…P.１３

９．保育所等 Q&A　…P.１４



はじめに確認していただきたいこと

○施設の見学について

保育方針や取組み（行事等）は施設によって異なります。入所後の認識の不一致を防ぐために、原則として、申請の前に希望する施設の見学をお願いしています。

なお、見学には、お子さま同伴のうえでお願いします。見学については、希望する施設へ直接お問い合わせください。

○慣らし保育について

慣らし保育とは、児童が保育所等の新しい環境に少しずつ慣れるために、入園直後の一定期間において通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。

慣らし保育の期間や内容は、利用される児童の年齢等により異なります。慣らし保育期間中は、通常よりお迎えの時間が早くなりますので、ご家庭やお勤め先との調整をお願いします。

※入所日（利用開始日）以前の慣らし保育は行っておりません。

○加配（支援）を必要とする児童について

児童に障がいやアレルギーがある場合、発達について特別な支援や配慮が必要な場合及び健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、その内容を「お子さまの様子について（健康調査票）」に記入してください。

認可保育施設の種類

１．保育所（園）

就労等で保育が必要な状況にある乳幼児の保護者の委託を受け、児童を保育する施設です。

２．認定こども園

幼稚園の機能と保育所（園）の機能を併せ持つ施設です。

幼稚園部分（１号認定）の利用申込みは、各園が定める方法、期限により、直接認定こども園に申込みを行ってください。

３．小規模保育事業所（地域型保育事業）

０～２歳児を対象とし、定員１９人までの比較的小規模な環境で保育を行う施設です。

≪令和９年度　入所年齢表≫

年齢（クラス）	生　年　月　日	就学前受付期間
０歳児	令和 ８年４月２日　～　令和 ９年４月１日	令和１５年３月３１日
１歳児	令和 ７年４月２日　～　令和 ８年４月１日	令和１４年３月３１日
２歳児	令和 ６年４月２日　～　令和 ７年４月１日	令和１３年３月３１日
３歳児	令和 ５年４月２日　～　令和 ６年４月１日	令和１２年３月３１日
４歳児	令和 ４年４月２日　～　令和 ５年４月１日	令和１１年３月３１日
５歳児	令和 ３年４月２日　～　令和 ４年４月１日	令和１０年３月３１日

※年齢は、令和９年４月１日時点での年齢です。申込時点で上記の年齢（クラス）に達した場合においても、入所は４月１日時点での年齢（クラス）になります。





保育所等の入所の要件 ～保育の必要性の認定基準～

保育所等へ入所できる児童は、亀岡市内に居住し住民登録をされており、その児童の保護者等が次の①～⑨の事情に該当する場合です。

１．日常の家事以外の仕事をしている。【就労】

○フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働、３,０００平方メートル（３０アール）以上の農地で農業に従事していることなどを含む。

○１日４時間以上、かつ週３日以上就労していること。

※就労先が確定している採用予定者についても上記に準じる。

２．妊娠中であるかまたは出産後間がない。

産前２か月、出産日から８週間後の日の翌日が属する月末まで。
（産前２か月は出産予定月を含めません。）

３．病気や負傷あるいは心身に障がいがある。

１　入院の場合、医師の診断書で記載された入院の期間。

２　通院の場合、医師の診断書で記載された通院の期間。

３　心身に障がいがある。（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている。）

４．病気や心身障がい者である同居親族等の看護をしている。

１　入院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された入院の看護期間。

２　通院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された通院の看護期間。

３　心身に障がいがある同居親族等（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者）を常時看護することが必要と判断される場合。

５．災害や風水害、震災などの復旧にあたっている。

災害、風水害、震災その他の災害の復旧にあたっている場合、その復旧に要する期間。

６．求職活動を継続的に行っている。

入所月から起算して３か月、または離職の翌月から起算して３か月まで。
（求職活動を保育所等の入所の要件として使用できるのは、各家庭年度で１回限り）

７．学校、職業訓練校等に在学している。

８．虐待や DV のおそれがある。

９．育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要である。

産まれたお子さまが１歳を迎える年度の３月末まで。

認定について

◆認定とは

保育所等の利用を希望する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。
次の３つの区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

１号認定	満３歳以上で、認定こども園教育標準時間を希望する場合	
２号認定	満３歳以上	保育所等での保育を希望する場合
３号認定	満３歳未満	

※２号・３号認定は、いずれも「保育の必要性の認定基準」に該当していなければなりません。

就労等を理由とする場合、さらに次のいずれかに区分されます。

◇「保育標準時間」（１１時間）

就労時間　週３０時間以上、月１２０時間以上

※１２０時間の目安：週５日１日６時間

◆「保育短時間」（８時間）

就労時間　月４８時間以上上記未満

※月４８時間以上：週３日以上かつ１日４時間以上

※ただし、恒常的に就労時間の都合で１６時の降園時間に間に合わない場合は、保育標準時間を選択することができます。

保育認定（２号・３号）の事由に基づく認定区分

保育認定の事由に基づいて、下記のとおりの認定区分（保育標準時間・保育短時間）をします。

事由	保育標準時間	保育短時間
①就労⑦就学	就労・就学時間による	
②妊娠出産	○	―
③病気障がい	申請内容による	
④病人の看護	申請内容による	

事由	保育標準時間	保育短時間
⑤災害復旧	○	―
⑥求職活動	―	○
⑧虐待 DV	○	―
⑨育児休業	―	○

※表内の①～⑨の番号は、Ｐ３の「保育所等の入所の要件」の番号と同じです。

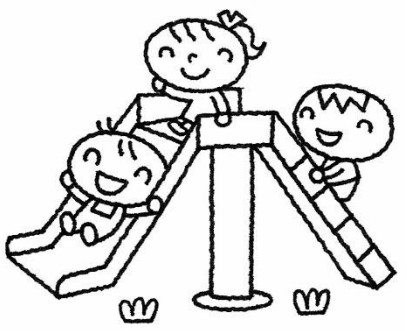



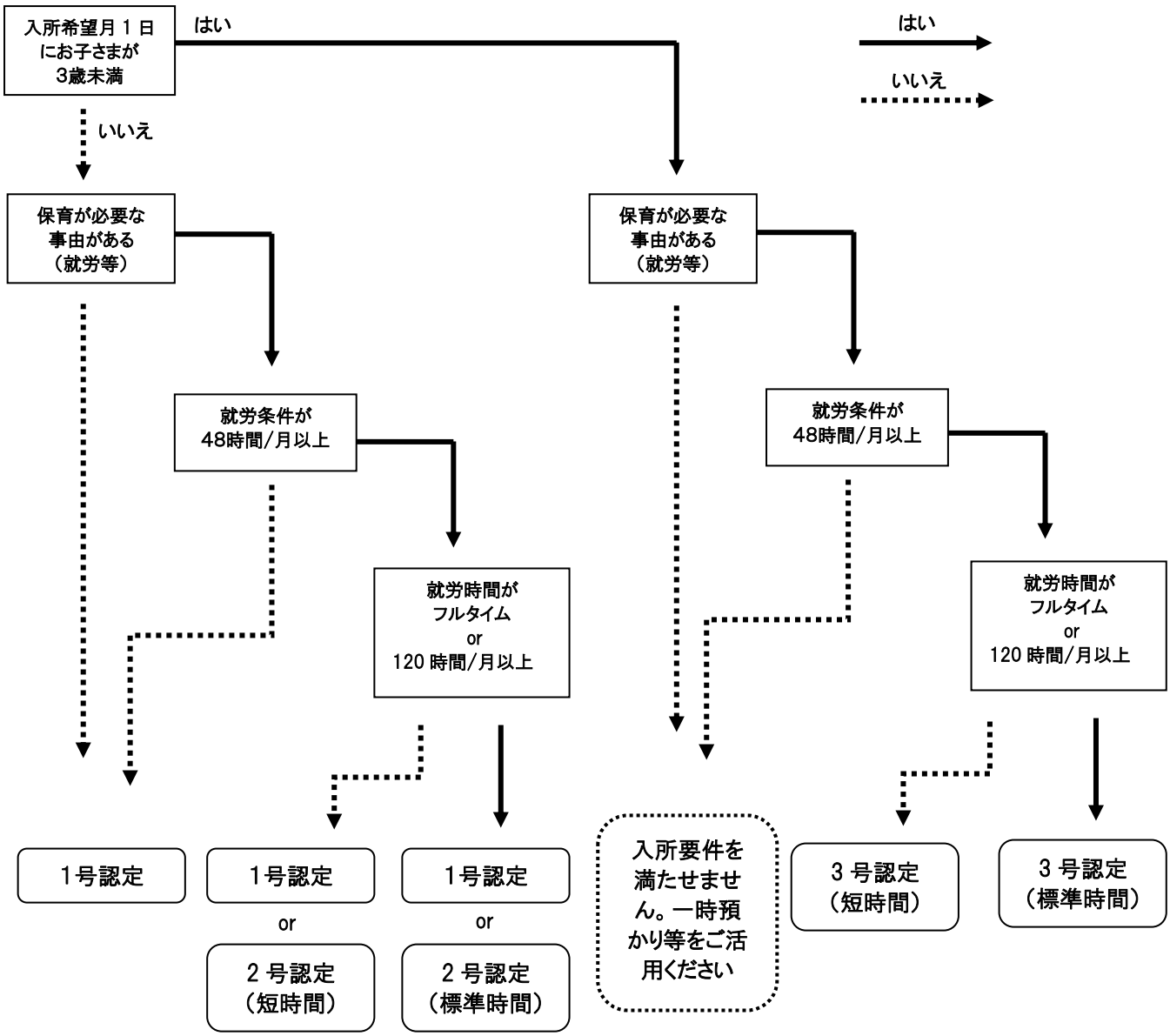

入所申し込み手続き

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書等に必要事項を記入のうえ、Ｐ６の必要書類を必ず添付して、児童１名につき教育・保育給付認定申請書兼入所申込書各１部を期日までに保護者等が提出してください。
（４月一斉入所申込みは別途案内をご覧ください。）

入所日は、毎月の初日付けとなります。月途中からの入所はできません。
年度途中の入所は、前月１０日までに手続きが必要です。
※４月入所は、申込期限が異なります。別途案内をご覧ください。

認定こども園の教育標準時間認定（１号認定）を希望する場合は、**園で受付を行います**ので、詳しくは各園にお尋ねください。

必要書類

※教育・保育給付認定申請書兼入所申込書等の提出後、入所申込みを取り消される場合は、必ず保育課まで連絡してください。

保育することができない状況を証明する書類　※必要に応じて、実態調査を実施します。

（1） 外勤の場合…就労証明書（様式１）…勤務先で証明
変則就労の場合、シフト表など勤務形態の確認できる書類の添付が必要です。

（2） 自営業の場合…自営業状況申立書（様式２）…事業主の申立による証明
所定の報告書に事業主が記入のうえ、添付書類とともに提出してください。
専従者は『就労証明書（様式１）』を提出してください。

（3） 内職の場合…就労証明書（様式１）…内職先で証明

（4） 農業の場合…耕作状況報告書（様式３）
所定の報告書に従事する方が記入してください。亀岡市にある農地の場合は、保育課保育幼稚園係から農業委員会に耕作状況の確認をします。市外にある場合は、所定の報告書を提出してください。

（5） 療養･看護･介護の場合…診断書（様式３）…主治医の証明

（6） 産前･産後の場合…出産（予定）申告書（様式３）と母子健康手帳の写し
（表紙と出産予定日・出産日の記入してあるページのコピーを添付してください。）

（7） そ　の　他…在学証明書・身体障害者手帳等の写し等。

＊親族で１６歳以上６５歳未満の方が同居している場合、その方について上記いずれかの証明書の提出がなければ、入所の調整において提出されている方よりも優先度が下がります。

保育料算定に必要な書類

◆令和８年１月１日時点で、海外赴任等で日本に住民登録のない方は、令和７年１月１日～令和７年１２月３１日の所得の支払証明書（円換算したもの）を提出してください。（９月～３月入所は令和８年１月１日～令和８年１２月３１日分）

※保育料の算定においては、マイナンバーを利用した情報連携により市区町村民税の課税状況を確認します。教育・保育給付認定申請書兼入所申込書に、必ずマイナンバーを記載し、申請書提出の際はマイナンバーが確認できる書類の持参をお願いします。

提出期日　入所希望月の前月１０日まで（１０日が土曜、日曜、祝日の場合、休日明けの日）

提出場所　亀岡市福祉事務所　保育課　保育幼稚園係
（保健センター（BCome+）１階　１番窓口）

＊添付書類の不備や記入もれがあった場合、受付できません。

※ 保育所等名・所在地・入所定員・開所時間・入所月年齢等は「保育所等一覧表」（Ｐ１１・１２）でご確認ください。

保育料について

※私立・公立とも同額です。

保育料無償化について

幼児教育・保育の無償化に伴い、３歳児～５歳児の全てのお子さま及び０歳児～２歳児の市民税所得割額非課税世帯のお子さまについては、保育料が無償となります。

※保育所等に入所している場合、延長保育事業や病児保育事業など、その他の保育サービスに関する費用については、無償化の対象外となります。

※無償化後も保育料以外の実費徴収（副食材料費や行事にかかる費用など）は発生します。副食費について、詳しくは、Ｐ８をご覧ください。



保育料の決定

（１）毎月の保育料は、**世帯の市民税額**により決定します。
Ｐ１３の保育料表（令和８年度）を参考にしてください。

（２）保育料の算定基準

◆４月～８月の保育料
令和７年１月～令和７年１２月の収入から算定された令和８年度市民税所得割額等から算定します。

◆９月～翌年８月の保育料
令和８年１月～令和８年１２月の収入から算定された令和９年度市民税所得割額等から算定します。

（３）亀岡市では令和５年度から第２子以降保育料無料化助成事業（所得制限・きょうだいの年齢制限なし）を実施しています。同一家庭内の第２子以降については保育料が無料です。

保育料の納付（保育所（園）・公立認定こども園のみ）

◆納付方法

納付は口座振替です。

※保育料を滞納すると、財産（給与・預金・保険等）の差押え等を受けることがあります。

※保育施設の運営には、お子さまの健康と安全を守るために、給食費や人件費など多くの経費がかかっています。亀岡市では、保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者の負担軽減を図っていますが、安全で充実した保育を実施していくためには、保護者から納付していただく保育料が重要な財源となります。期限内の納付にご協力をお願いします。

◆口座振替…**振替日は各月末です。**月末が金融機関休業日の場合は、その翌営業日になります。（預金不足で引き落としができない場合は、３月分を除き翌月に再度振替を行います。）

◆手続き方法

（１）ペイジー口座振替受付サービス
保育課保育幼稚園係窓口（保健センター（BCome+）１階１番窓口）で簡単に申込みができます。（詳しくは下記の表をご覧ください。）

（２）「市税等預（貯）金口座振替依頼書」の提出
「市税等預（貯）金口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印し、金融機関の窓口又は保育課保育幼稚園係にて手続きしてください。

ペイジー口座振替受付サービス	申込方法	専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで申し込めます。
	取扱金融機関	京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫 近畿労働金庫、京都農業協同組合、ゆうちょ銀行
	持ち物	・口座振替を希望される預貯金口座のキャッシュカード （暗証番号の入力が必要です） ・マイナンバー（個人番号）カード・運転免許証など本人確認ができるもの

私立認定こども園・小規模保育事業所の保育料の納付

私立認定こども園・小規模保育事業所に入園される方は、支払先が園になります。
園の指示に従い納付してください。

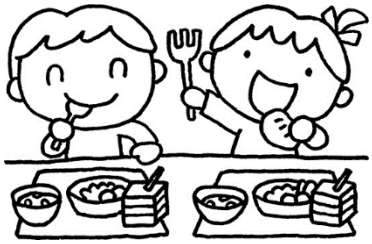

副食費について

３歳児～５歳児のお子さまについては、保育所等での給食の材料にかかる費用（副食費）について実費負担が必要となります。（主食は、給食又は現物持参となります。）

ただし、世帯の市民税所得割額が５７，７００円未満（ひとり親世帯などの特別認定世帯は７７，１０１円未満）の場合などは副食費が免除されます。

※０歳児～２歳児の副食費は、保育料に含まれています。

副食費の金額・お支払いについて

副食費の金額は各保育所等で設定し、各保育所等へのお支払いとなります。金額・支払方法等についての詳細は各園にお問い合わせください。

なお、公立保育所・公立認定こども園は、原則口座振替での納付となります。口座振替の登録は、上記保育料の手続き方法と同じです。また、前年度までに保育料の口座振替登録をされていた場合でも、３歳児になった時点で改めて副食費振替口座としての登録が必要です。

入所決定

公立・私立の保育所（園）および認定こども園（２号・３号認定こども）・小規模保育事業所の入所承諾は、亀岡市で決定します。

原則として希望にしたがって保育所等を決定しますが、子ども・子育て支援法に基づき入所要件の「家庭における児童の保育を必要とする状態」であることが必要です。家庭で保育できる状況にある児童は保育所等に入所することができません。

保育所等の定員を超えてしまう場合や保育体制等の都合により第２、第３、第４希望保育所等への入所、または入所保留となることがありますので、あらかじめご了承ください。

※亀岡市では、指数により保育の必要性の優先順位を判断しています。
指数は別途亀岡市ホームページ等で公開しています。
※小規模保育事業所【びばっこベビー保育園】卒園児童で、主たる連携施設となる【亀岡こども園】を第１希望とした場合には、優先度は「最優先」で調整を行います。

指数表掲載ページ

ただし、希望園が１園のみでも、複数園あっても入所調整の有利･不利に影響しません。



保育について

① 新規に入所した児童については、しばらくの間は保育時間を短くし、徐々に保育所等の生活に慣れるようにしていきます。

② 保育所等の休所日は、日曜・祝日・振替休日・年末年始等です。なお、保育所等の行事・風水害等で臨時休所することがあります。（市立第六保育所では、休日保育を実施しています。）

③ 保育所等のクラス編成等により異年齢児との混合クラスになる場合があります。

④ 気象警報が発表されたときなどは、保育時間内であってもお迎え等の対応をお願いします。

入所後の留意事項

保護者の住所・就労状態・家庭の状況等の教育・保育給付認定申請書兼入所申込書の記載内容に変更があった場合は、速やかにその旨を保育課保育幼稚園係まで届け出てください。

下記のことに該当すると認められる場合は、保育の実施を解除（＝退所）することがあります。あらかじめご承知おきください。

① 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書等の記載内容と事実が異なると認められる場合。

② 入所児童が疾病やその他の事由により、集団保育に耐えられないと認められる場合。

③ 保護者が就職活動中等の理由で申立書により児童が入所し、所定の期間を過ぎても就労実績が確認できる就労証明書等が提出されない場合。

④ 亀岡市内から市外へ転出した場合。

認定こども園・小規模保育事業所

認定こども園とは

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に行う機能を有し、子育て家庭を対象に、施設に通っていなくても、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行うといった特徴を有した施設です。また保護者の就労状況などが変化した場合（退職など）でも３歳以上の子どもであれば、空きがある場合には同じ施設に継続して登園できることが特徴の一つです。

小規模保育事業所とは

原則０～２歳児を対象に、定員１９人以下と少人数で運営する保育園です。保育所（園）、認定こども園と比べ児童数が少ないため、家庭保育に近い雰囲気が特徴の施設です。

認定こども園・小規模保育事業所の申込み

認定こども園（２号認定・３号認定）・小規模保育事業所の入園手続きについては、保育所（園）の入所申込みと同じです。必要書類を添付し、申込み期日までに保育課に提出してください。

なお、認定こども園（１号認定）の入園手続きについては、直接施設へお問い合わせください。

保育料の納付について

私立認定こども園・小規模保育事業所の保育料は、保育所（園）と同様に亀岡市が決定しますが、**納付については**、保育所（園）とは異なり**直接施設にお支払いいただきます。**

なお、公立認定こども園の保育料は、保育所と同様に亀岡市にお支払いいただきます。

一時保育

突発的な就労やリフレッシュ目的など、Ｐ３の保育所等の入所の要件に該当しない場合などは、一時保育をご利用ください。※一時保育を実施している施設は「保育所等一覧表（Ｐ１１・１２）」でご確認ください。



申込みについて

一時保育の申込み手続きは、各施設に直接申込みとなります。

対象年齢や１日当たりの利用定員、利用時間、利用料は施設により異なりますので、詳細については、直接施設へお問い合わせください。

なお、保育所等を利用していないが、**Ｐ３の保育所等の入所要件に該当する**３歳児～５歳児の全てのお子さま及び０歳児～２歳児の市民税所得割非課税世帯のお子さまについては、**一時保育にかかる保育料が無償となります。**（ただし、年齢や施設の利用状況等により無償化の上限額が異なります。病児保育事業などのその他の保育サービスを同月内に利用した場合も、利用金額を合計し上限額の適用となります。）

※料金は通常の保育料とは異なり、利用の際に一旦お支払いいただいたうえで、後日市に請求をいただき、市から返金します。

令和9年度　保育所等一覧表

（令和9年4月1日予定）

	保育所（園）名	所在地 電話番号 入所定員／入所月齢	開所時間 ①：保育短時間認定（8時間） ②：保育標準時間認定（11時間）		特別保育等
市立保育所	川東保育所	馬路町流川30－1 22－2176 125人／産休明け・57日目から	【平日】7:30 ～ 18:30 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】7:30 ～ 14:30 ① 8:00 ～ 14:30 ② 7:30 ～ 14:30	利用者支援事業
	中部保育所	曽我部町穴太川原口34－1 23－0310 90人／産休明け・57日目から	【平日】7:30 ～ 18:30 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】7:30 ～ 14:30 ① 8:00 ～ 14:30 ② 7:30 ～ 14:30	利用者支援事業
	東部保育所	篠町野条下川1 23－2382 150人／産休明け・57日目から	【平日】7:30 ～ 18:30 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】7:30 ～ 14:30 ① 8:00 ～ 14:30 ② 7:30 ～ 14:30	利用者支援事業
	第六保育所	北河原町1丁目1－1 24－0345 200人／産休明け・57日目から	【平日】7:30 ～ 19:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】7:30 ～ 15:30 ① 8:00 ～ 14:30 ② 7:30 ～ 14:30	一時保育 休日保育 利用者支援事業
私立保育園	めぐみの園保育園	篠町広田2丁目17－18 24－1661 251人／産休明け・57日目から	【平日】7:00 ～ 20:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	【土曜】7:00 ～ 18:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	
	めぐみの園保育園 にじいろ分園	篠町広田2丁目26－13 24－1650 30人／産休明け・57日目から2歳児	【平日】7:00 ～ 20:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	本園で実施	平日18時以降の 保育は本園で実施
	太田保育園	薤田野町太田竹ヶ花20－1 23－1139 200人／産休明け・57日目から	【平日】7:00 ～ 19:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	【土曜】7:00 ～ 17:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 17:00	
	亀岡あゆみ保育園	篠町篠下中筋45－1 24－6770 205人／産休明け・57日目から	【平日】7:00 ～ 20:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	【土曜】7:00 ～ 18:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	病児・病後児保育 平日19時以降の 保育は馬堀駅前分園 で実施
	亀岡あゆみ保育園 馬堀駅前分園	篠町馬堀駅前2丁目6－1 21－2626 30人／産休明け・57日目から1歳児	【平日】7:00 ～ 20:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	本園で実施	病児・病後児保育
	上西山あゆみ保育園	篠町篠上西山8－1 25－8685 215人／産休明け・57日目から	【平日】7:00 ～ 19:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	【土曜】7:00 ～ 18:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	病児・病後児保育
	くわの実保育園	三宅町1丁目3－21 24－3876 60人／産休明け・57日目から	【平日】7:00 ～ 19:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	【土曜】7:00 ～ 17:30 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 17:30	一時保育 第3土曜日のみ 12:30まで
	はこべ保育園	篠町浄法寺中村8 22－6090 60人／産休明け・57日目から	【平日】7:30 ～ 19:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】7:30 ～ 17:30 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 17:30	2～5歳児までは 異年齢保育実施 第3土曜日のみ 12:30まで

◆ 病児・病後児保育（体調不良児対応型）について

事業実施保育所等在園児童が保育中に体調不良となった場合、保育所等が安全・安心な体制を確保し、保健的な対応等を図るものです。

亀岡市立保育所の病児・病後児保育について、令和8年度は、中部保育所・東部保育所・第六保育所で実施しています。

◆ 休日保育について

対象児童は、亀岡市内の保育所等に入所しており、休日に保育することができない状況にある児童です。

◆ 利用者支援事業について

保育所等や幼稚園、子育て支援サービスなどに関する情報提供をはじめ、子育て中の保護者や妊娠している人に対する相談対応を行っています。

◆ 延長保育について

延長保育の申込みは、入所決定後、保育所等へ直接申込みを行ってください。

（第六保育所及び私立保育所・認定こども園・小規模保育事業所で実施しています。）

令和9年度　保育所等一覧表

（令和9年4月1日予定）

	保育所（園）名	所在地 電話番号 入所定員／入所月齢	開所時間 ①：保育短時間認定（8時間） ②：保育標準時間認定（11時間）		特別保育等
市立認定こども園	【保育所型】 本梅こども園	本梅町井手早田垣内13－2 26－3044 44人／産休明け・57日目から	【平日】7:30 ～ 18:30 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】7:30 ～ 14:30 ① 8:00 ～ 14:30 ② 7:30 ～ 14:30	利用者支援事業 自然保育
	【保育所型】 森の自然こども園 東本梅	東本梅町東大谷生子田69 26－2505 36人／満1歳から	【平日】7:30 ～ 18:30 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】7:30 ～ 14:30 ① 8:00 ～ 14:30 ② 7:30 ～ 14:30	自然保育
	【保育所型】 山の自然こども園 別院	東別院町南掛正之垣内10 27－2121 36人／満1歳から	【平日】7:30 ～ 18:30 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】7:30 ～ 14:30 ① 8:00 ～ 14:30 ② 7:30 ～ 14:30	自然保育
	【保育所型】 保津こども園	保津町六條口54－22 23－6835 81人／産休明け・57日目から	【平日】7:30 ～ 18:30 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】7:30 ～ 14:30 ① 8:00 ～ 14:30 ② 7:30 ～ 14:30	自然保育
	【幼保連携型】 亀岡こども園	大井町並河検見ケ上7 25－1422 51人／満3歳から	【平日】7:30 ～ 18:30 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】7:30 ～ 14:30 ① 8:00 ～ 14:30 ② 7:30 ～ 14:30	
私立認定こども園	【幼保連携型】 大井こども園	大井町並河1丁目24－25 23－7015 140人／産休明け・57日目から	【平日】7:00 ～ 19:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	【土曜】7:00 ～ 18:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	一時保育 病児・病後児保育
	【幼保連携型】 大井こども園 並河駅前分園	大井町土田2丁目11－20－109 23－7934 25人／産休明け・57日目から2歳児	【平日】7:00 ～ 19:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	本園で実施	一時保育 病児・病後児保育
	【幼保連携型】 千代川こども園	千代川町千原片ホコ15 23－7911 155人／産休明け・57日目から	【平日】7:00 ～ 19:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	【土曜】7:00 ～ 18:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	一時保育 病児・病後児保育
	【幼保連携型】 亀岡保育園	北古世町1丁目18－1 22－0469 303人／産休明け・57日目から	【平日】7:00 ～ 19:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	【土曜】7:00 ～ 17:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 17:00	
	【幼保連携型】 亀岡保育園 分園あららぎ	突抜町43－3 22－0469 47人／産休明け・57日目から2歳児	【平日】7:00 ～ 19:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:00 ～ 18:00	本園で実施	
	【幼稚園型】 篠村幼稚園	篠町篠上中筋47－2 22－0583 40人／満1歳から	【平日】7:30 ～ 18:30 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】8:30 ～ 17:00 ① 8:30 ～ 16:30 ② 8:30 ～ 17:00	
小規模保育事業所	【地域型保育事業】 小規模保育さくらんぼ	西つつじケ丘霧島台2－30－154 080－7275－1282 19人／満1歳から2歳児	【平日】7:30 ～ 18:30 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】7:30 ～ 17:00 ① 8:00 ～ 16:00 ② 7:30 ～ 17:00	
	【地域型保育事業】 びばっこベビー保育園	亀岡駅北1－8－2サンガスタジアムbyKYOCERA内 0771－55－5570 19人／満6か月から2歳児	【平日】7:30 ～ 19:00 ① 8:30 ～ 16:30 ② 7:30 ～ 18:30	【土曜】7:30 ～ 17:30 ① 8:30 ～ 16:30 ② 7:30 ～ 17:30	

◆ 自然保育について

「本梅こども園」、「森の自然こども園東本梅」、「山の自然こども園別院」、「保津こども園」では、自然あふれる亀岡の魅力を生かした特色ある保育として、『亀岡型自然保育』を実施しています。
ご関心のある方は、保育課または上記の実施こども園へお問い合わせください。

◆ 小規模保育事業所の連携施設について

小規模保育事業所では、卒園後の園児の受け入れ等について協力体制を図るため、下記の施設を連携施設として設定しています。

○小規模保育さくらんぼ　⇒　【連携施設】ひかり幼稚園
○びばっこベビー保育園　⇒　【連携施設】亀岡こども園

※ 現在、「千代川幼稚園」は、認定こども園移行に向けて準備中です。（令和9年4月移行予定）
令和9年4月一斉申込み（2次受付）から募集予定です。
施設の詳細、定員等、詳細が決まり次第、別途お知らせします。

参　考

令和８年度　保育料表

各月初日在籍児童の属する世帯の階層区分			保　育　料　（月　額） 上段：短時間保育料　（円） 下段：標準時間保育料（円）
	定　　義		3歳未満児（3号）
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）		0 0
B		市町村民税非課税世帯	0 0
C1	A階層を除く当該年度分（4月から8月にあっては前年度分）の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	8,500 10,300
C2		10,000円未満	10,200 12,000
C3		10,000円以上　～　48,600円未満	11,800 13,800
C4		48,600円以上　～　57,000円未満	14,600 16,800
C5		57,000円以上　～　63,000円未満	16,100 18,700
C6		63,000円以上　～　67,000円未満	18,900 22,100
C7		67,000円以上　～　77,000円未満	24,300 28,800
C8		77,000円以上　～　97,000円未満	27,000 30,000
C9		97,000円以上　～　110,000円未満	33,000 38,500
C10		110,000円以上　～　130,000円未満	40,000 43,000
C11		130,000円以上　～　150,000円未満	42,000 44,000
C12		150,000円以上　～　169,000円未満	43,900 44,500
C13		169,000円以上　～　301,000円未満	49,500 55,000
C14		301,000円以上　～　397,000円未満	51,000 56,500
C15		397,000円以上　～	67,300 72,800

※　住宅借入金等特別控除・寄付金控除等の適用前で保育料を算定します。

※　児童の年齢については、当該年度4月初日時点での年齢とし、当該年度中はその年齢を適用します。

保育所等Ｑ＆Ａ



Ｑ１　教育・保育給付認定が受けられない場合がありますか？

２号・３号認定については、就労時間などにより保育を必要とする事由に該当しない場合は、受けられないことがあります。

Ｑ２　保育短時間で認定されましたが保育標準時間に年度途中で変更できますか？

教育・保育給付認定変更申請書※を提出してください。ただし、保育標準時間で認定されるためには月１２０時間以上就労している等（Ｐ３）の事由が必要です。就労証明書等で保育の必要性が確認できない場合は、保護者の希望があっても保育標準時間で認定することはできません。

なお、保育標準時間から保育短時間に変更することも可能です。

※提出期限は、変更希望月の前月１０日までです。月途中の変更はできません。
また、在園している園の職員体制が整わない場合は、認定変更ができない場合があります。

Ｑ３　どの保育所等をいくつ希望するかで、入所調整に影響はありますか？

いくつ希望しても入所調整の有利・不利に影響しません。保育所等の利用調整は、保護者の希望順位が高い保育所等から調整をしていきます。（認定こども園も含みます。）

調整順序としては、まずＡ園を第１希望に挙げられている方のみで調整し、それでもなおＡ園に空きがあれば、第２希望としてＡ園を挙げられている方のうち優先順位が高い方から入所決定します。

そのため、第１希望のみの場合は、第１希望で決定とならないと、その時点で入所保留となります。希望していたのにも関わらず、入所決定後にキャンセルをされると、ほかの入所待機者に迷惑が及びますので、必ず通える範囲で申請してください。

Ｑ４　今は無職でこれから仕事を探したいのですが、入所の申込みはできますか？

入所の申込みはできますが、保育短時間での認定になります。なお、入所承諾期間は３か月間となります。その間に就労証明書等で就労が確認できた場合は、継続して入所ができます。

Ｑ５　育児休業中でも入所できますか？

育児休業中は保育所等に新規入所できません。新規に入所を希望される場合は、育児休業が終了し、仕事に復帰する月の前月の入所から申込みすることができます。

また、育児休業取得中に、すでに保育を利用しているお子さまがいて、継続利用が必要な場合は、産まれたお子さまが１歳を迎える年度の３月末までは利用していただけます。なお、育児休業期間中は、保育短時間認定になりますのでご留意ください。



Ｑ６　祖父母等が同居していても保育所等の申込みはできますか？

申込みはできますが、１６歳以上６５歳未満の親族（児童の祖父母、兄姉、おじ、おば等）が同居しており、その親族についても保育を必要とする旨の証明のある児童が入所において提出されている方よりも優先度が下がります。

（入所時に同居親族の年齢が６５歳以上であれば証明は不要です。）

Ｑ７　母親が出産のため、産前産後の期間、保育所等に入所しましたが、引き続き保育所等に入所できますか？



規定の期間が過ぎると入所資格はなくなります。

Ｑ８　仕事を辞めました。保育所等は退所しなければなりませんか？

仕事を辞めて、その他に保育所等入所資格がない場合は、保育所等は退所となります。

ただし「次の仕事を探す（求職活動を行う）」という場合は、引き続き３か月間のみ保育所等の入所は可能です。その後就労証明書等が提出されれば継続することができます。

なお、求職活動を保育所等の入所の要件として使用できるのは、各家庭年度で１回限りとなります。

Ｑ９　就労証明書等の必要書類は、申込み時に一度提出すれば卒園まで提出する必要はありませんか？

翌年度、継続保育を希望される場合は、改めて書類の提出が必要です。提出がなければ保育の必要性の基準を満たさず、退所になります。また、証明の記載等に変更があった場合は、その都度、提出が必要です。

Ｑ１０　亀岡市以外の市町村に居住していますが、亀岡市内の保育所等に入所できますか？

亀岡市内の保育所等に入所できるのは、亀岡市内に居住し住民登録をされている児童のみです。

なお入所申込み時に亀岡市以外の市町村に居住している方で、入所までに転入することが確実な場合は、申込みできます。

＊亀岡市では、平成２２年度から広域入所制度（居住地以外の市町村に所在する保育所に保育を必要とする何らかの理由で入所を希望される場合、市町村間で受委託をして入所の手続きを行うもの）を実施しています。市町村ごとに実施基準がありますので、ご希望の場合は、保育課までお問い合わせください。

Ｑ１１　食物アレルギーがあります。給食はどのような対応になりますか？

アレルギーのため食べることができない食物があるお子さまの給食については、除去食にて対応します。除去する食物等について事前に詳細をお伺いします。

＊授乳期のお子さまの対応につきましては、各保育所等にお問い合わせください。

Ｑ１２　離婚等によりひとり親家庭になりましたが、保育料はかわりますか。

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書の記載内容に変更があった場合は、速やかにその旨を亀岡市保育課まで届けてください。届出の内容に応じて、保育料が変更になる場合があります。

また、保護者がひとり親家庭でなくなった場合も、亀岡市保育課に届出が必要です。

Ｑ１３　転職して仕事が変わりました。届出は必要ですか？

所定の就労証明書を提出してください。

＊転職していなくても、時間･場所等就労証明書の内容に変更があれば届出が必要です。

Ｑ１４　欠席した場合、保育料は日割り計算されますか？

欠席については、原則として理由・日数に関わらず日割計算はされません。

認定こども園について



Ｑ１５　認定こども園を利用したい場合、手続きはどうすればいいですか？

３歳以上で教育のみを希望される場合（１号認定に該当）は、認定こども園に直接申込みを行ってください。その後、保護者から園を通じて市に教育・保育給付認定の申請をいただき、市が認定を行い、保護者が園と契約をしていただくこととなります。

３歳以上で教育・保育の両方を希望される場合（２号認定に該当）や３歳未満で保育を希望される場合（３号認定に該当）は、まず、亀岡市保育課に教育・保育給付認定申請書兼入所申込書を提出してください。その後、市が利用調整を行ったうえで、利用する園と契約をしていただくこととなります。

Ｑ１６　入園の選考は、誰が、どのように行うのですか？

指数表掲載ページ

利用希望者が園の定員を超える場合の入園の選考は、

○２・３号認定の児童については、保育の必要の程度を勘案し、亀岡市が利用調整を行います。

※亀岡市では、指数により保育の必要性の優先順位を判断しています。指数は別途亀岡市ホームページ等で公開しています（予告なく変更される場合があります）。

※認定こども園（１号認定）を希望する場合は、希望園が定める方法、期限により、直接認定こども園に申込みを行ってください。

Ｑ１７　認定こども園・小規模保育事業所の保育料は誰が決めるのですか？

亀岡市が保護者の市民税所得割額等から決定します。

納付については、公立認定こども園の場合は、亀岡市に納付していただきますが、私立認定こども園・小規模保育事業所の場合は、園等に直接納付していただくことになります。

市民税所得割額は、市から送られてくる通知書のどの部分を見ればわかるでしょうか？

以下は亀岡市の様式ですので、亀岡市以外で住民税が課税されている方の通知書の様式とは異なることがありますが、矢印で示す欄をご確認ください。

【住民税が給与天引きの方の通知】

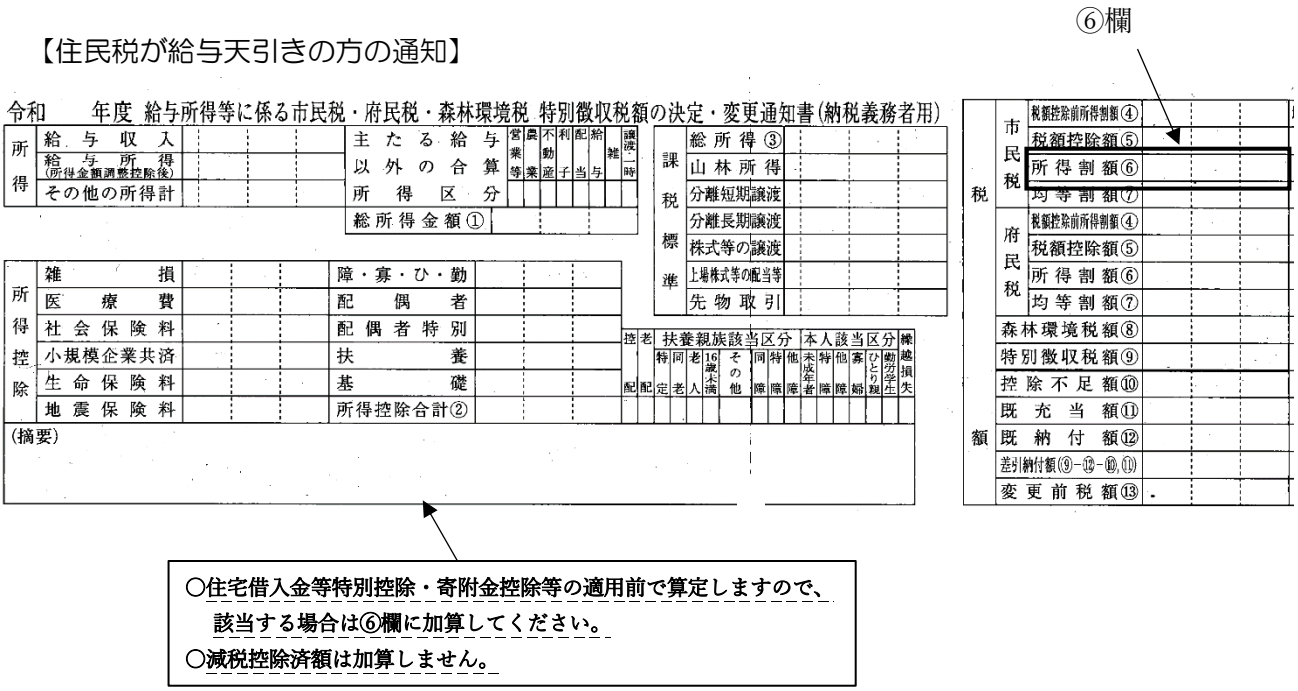

○住宅借入金等特別控除・寄附金控除等の適用前で算定しますので、該当する場合は⑥欄に加算してください。
○減税控除済額は加算しません。

【住民税が給与天引きでない方の通知】



①－②が保育料算定上の市民税所得割額になります。
○住宅借入金等特別控除・寄附金控除等の適用前で算定します。
○減税控除済額は加算しません。